

第47期 中間報告書

(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)

株主の皆様へ



株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第47期中間報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、当社の会計事務所事業部門では、栃木本社、システム開発研究所、東京本社及び全国で56都市に設置するSCGサービスセンター並びに9都市に設置する統合情報センターを拠点として、TKC全国会が掲げる重点活動テーマ（1. 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する、2. 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する、3. 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る）の達成を支援するため、財務会計システムと税務情報システムの充実、会計事務所の関与先企業を対象とするFXシリーズ等の自計化システムの充実と努めるとともに、連結会計、連結納税、国税と地方税の電子申告等のシステムの普及による会計事務所市場の拡大、中堅・大企業市場の開拓、並びに法科大学院向けの教育学習支援システムの普及等に努めてまいりました。

また、当社の地方公共団体事業部門においては、栃木本社及び全国で11都市に設置する営業所を拠点として、顧客市町村の税務と住民基本台帳に係る基幹業務システムを充実するとともに、最新のICT（情報通信技術）を高度に活用しながら、ASPサービスを中心に電子自治体構築のための支援を強化してきました。また、その一方で少子高齢化社会に対応した教育・福祉・介護等に係る制度改正も進められており、これらにも積極的に対応して、営業地域の拡大とコンサルティング・サービスの充実と努めてまいりました。

第47期下期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピュータ・サービスに専門特化しながら、最新の情報通信技術を積極的に活用し、お客様のご事業を成功に導く新しいソフトウェア製品の開発とサービスの一層の充実を図ってまいります。

つきましては、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月

代表取締役社長 角 一幸

目次

株主の皆様へ	1
会社の現況	2
中間連結貸借対照表	10
中間連結損益計算書	12
中間連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）	13
会社概要	14
役員の状態	16
株主MEMO	17

本社ビル



会社の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの2つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ①TKC統合情報センター（全国9都市）によるコンピュータ・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティ・サービス
- ③パソコンまたはクライアント・サーバに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当第2四半期の事業内容と経営成績

株式会社TKC及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当第2四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が25,608百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）1.8%減）、営業利益は2,589百万円（前期比10.6%減）、経常利益は2,665百万円（前期比10.2%減）、四半期純利益は1,560百万円（前期比13.3%増）の業績となりました。

当第2四半期における業績は、売上高、営業利益ともに前年同四半期と比較し減少となりました。これは、地方公共団体事業部門において、前期においては「こども手当対応」「住民基本台帳法改正対応」等に係るシステム改修、大型のシステム更新案件がありました。これは、当期においてはこのようなシステム改修、システム更新案件が無かったことによるものであり、期初の業績予想のとおり推移しております。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

3. 当社グループの当第2四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

①会計事務所事業部門における売上高は18,903百万円（前期比0.3%増）、営業利益は2,607百万円（前期比3.0%増）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は38,750百万円（前期比1.6%増）、営業利益を4,558百万円（前期比0.3%増）と見込んでいます。

②TKC会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は前期比0.9%減となりました。これは、これまでTKC情報センターのホストシステムから出力していた「元帳」を、会計事務所が利用する「オフィスマネジメントシステム（OMS）」からの出力を可能としたことに伴い「元帳」売上高が減少したことによります。

③TKC会員事務所向け及びその関与先企業向けのソフトウェア売上高は、前期比0.6%増となりました。これは、一般法人向けのFX4クラウドの利用法人数が増加し

たことによるものです。

④システムコンサルティング売上高は前期比8.4%減となりました。これは、前期に公益法人制度改革に伴い新たな会計基準が施行され、クライアントサーバ型のFX4（公益法人会計用）の新規立ち上げ支援売上がありましたが、当期はこれが無かったことによるものです。

⑤TKC会員事務所向け及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は前期比7.8%減となりました。これは、従来クライアントサーバ方式で提供してきたFX4をクラウド方式で運用するFX4クラウドに変更し、サーバ等のハードウェアの販売を停止したこと、並びにOMSを平成24年10月からクラウド化したことに伴い、TKC会員事務所向けのサーバ等のハードウェアの受注が減少したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

①地方公共団体事業部門における売上高は5,087百万円（前期比9.8%減）、営業損失は54百万円（前期は営業利益318百万円）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は11,500百万円（前期比4.9%減）、営業利益を1,350百万円（前期比14.5%減）と見込んでいます。

②市町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比1.3%減となりました。これは、前期が3年に一度の固定資産税評価処理の基準年度に当たり、前期の処理件数が増加しましたが、当期はこれが無かったことによるものです。

③市町村向けのASPサービス売上高は、前期比10.6%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するASPサービス利用が伸展したことによるものです。

④市町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比27.3%減となりました。これは、前期に行われた住民基本台帳法改正等の制度改正に伴うシステム改修業務が終了したことによるものです。

⑤コンサルティング・サービス売上高は、前期比1.9%増となりました。これは、地方税電子申告に関連する導入支援業務が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

①印刷事業部門における売上高は1,617百万円（前期比1.2%増）、営業利益は31百万円（前期比26.7%減）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は3,250百万円（前期比2.3%増）、営業利益を92百万円（前期比1.3%増）と見込んでいます。

②ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.2%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退による受注額の減少が続いていることによりありますが、昨年12月に選挙関連商品の受注があり、売上高は微減となりました。

③DPS（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前期比1.6%増となりました。これは昨年12月の選挙関連商品の受注とDMなど広告商品の受注増によるものです。

4. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成25年3月31日現在の会員数1万400名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) TKC全国会の活動について

①TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会は、平成25年12月までの統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう！ ～めざせ！中小企業のビジネスドクター～」を掲げ、以下の重点活動

テーマと行動指針に沿って、全国で20のTKC地域会とともに積極的な活動を展開しています。

1) 重点活動テーマ

- i) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- ii) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- iii) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

2) 行動指針

- i) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- ii) 継続MA Sシステムを活用した経営助言の実践
- iii) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- iv) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」への準拠
- v) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- vi) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- vii) OMSのフル活用による事務所管理体制の構築
- viii) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、経済産業省殿及び中小企業庁殿、並びに金融庁殿などが実施する施策に対応したもので、わが国の中小企業の健全な発展のために「中小企業が自ら勝ち残ることができる企業力（戦略的経営力）」の強化を支援することを目的として実施しているものです。TKC全国会では、これらの重点活動テーマを効果的かつ組織横断的に推進していくため、平成24年7月に委員会等を再編成し、より積極的な活動を開始しています。

当社では、こうしたTKC全国会の活動が日本の中小企業の生き残りへと健全な発展に寄与し、またTKC全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充及び人的支援などへ積極的に取り組んでいます。

② TKC全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標

平成25年1月18日に開催された「TKC全国会 政策発表会」において、栗飯原一雄TKC全国会会長から「TKC全国会 創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標」が発表されました。これは、「TKC会員が従来果たしてきた中小企業経営者の良き相談相手としての役割から一歩踏み込み、中小企業の支援者として、その財務経営力と資金調達力の向上を図ることにより中小企業の存続と健全な発展に寄与しなくてはならない。」との高い使命感から提言されたものです。この提言においては、現下の中小企業と会計事務所を取り巻く経営環境を踏まえ、TKC全国会の5つの事業目的（①租税正義の実現、②税理士業務の完璧な履行、③TKC会員事務所の経営基盤の強化、④TKCシステムの徹底活用、⑤前記の目的を達成するための会員相互の啓発、組織運営、互助及び親睦）に加えて新たな政策課題として「中小企業の存続・発展の支援」をあげ、TKC会員数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標について言及したものとされています。

当社ではTKC全国会の指導のもと、全力をあげてこの戦略目標の実現を支援してまいります。

(2) 高まる社会からの税理士への期待

平成24年8月30日、「中小企業経営力強化支援法（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律）」が施行されました。この法律の目的は、①中小企業の経営力強化を図るため、中小企業に対する経営支援の担い手として、別途認定した金融機関、税理士・税理士法人等を「経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）として公的な支援機関に位置づけ、その活動を後押しする、②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための施策を講ずる——こととされています。政府

は、こうした施策の一貫として平成24年度補正予算と平成25年度当初予算において、認定支援機関が活用できる各種の政策ツールを整備するとともに、認定支援機関の経営支援を前提とした新たな融資制度である「経営支援型セーフティネット貸付」「中小企業経営力強化資金融資」など、重点的な取り組みを行っています。

TKC全国会では、社会の税理士に対する期待に応えるため、認定支援機関への積極的な申請・登録をTKC会員に対して勧奨しています。その結果、平成25年3月31日までに3,964のTKC会員事務所が認定申請を行い、4号認定（平成25年3月21日）までに認定された全6,740機関のうち、54.3%に当たる3,658機関（税理士及び税理士法人としての認定では5,000機関中73.2%）がTKC会員事務所となっています。

なお、当社では、「認定支援機関向け経営改善・事業再生研修に係る委託業務」へ応札し、同事業を受託しました。当研修事業は1月中旬から3月上旬にかけて全国40都市80回開催されました。

(3) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の普及と定着

中小企業経営力強化支援法が求める経営支援の基盤となるのが、中小企業の財務経営力・資金調達力の向上に資する会計ルールである「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」（平成24年2月公表）です。

当社では、TKC全国会の指導のもと、中小会計要領の普及と定着を図るため、「中小会計要領初年度移行とTKCシステム対応実務」研修を1月下旬から2月末にかけて全国で80回開催しました。当研修会には約3,000会員事務所6,000名が参加しています。この研修の目的は、①「中小会計要領」初年度移行を指導するための知識を習得する、②TKCシステムの改訂内容を周知する、③経営革新等支援機関の役割を理解する——ことにあります。

(4) 「中小企業の経営力と資金調達力の強化を支援する」ための活動

国は、中小企業経営者に対して「自らの経営状況（P/L、B/S等）や資金繰りへの説明能力を高める」ことと「期中管理（経営計画や資金繰り計画の作成等）」の実施を求めています。これらを実現するための基礎となるものが、中小会計要領に準拠したタイムリーな記帳と発生主義に基づく「月次決算」です。

しかし、中小企業の現状を見ると、期中は「現金主義」による記帳を行い、決算時にだけ「発生主義」による決算書を作成するケースが多く存在します。こうした場合、掛取引などが月次決算に反映されない等により、経営者は期中における正しい業績把握をすることができません。経営者が会社の業績を正しく把握し、中小企業経営力強化支援法が求める「資金繰りへの説明能力の向上」と「期中管理の実施」を実現するためには、中小会計要領に準拠したタイムリーな記帳と発生主義に基づく「月次決算」が不可欠です。

当社では、TKC会員が中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに経営改善計画の実施状況のモニタリングを支援するFX2シリーズの普及促進と、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期予算）の策定を支援する「継続MA Sシステム」の利用拡大に注力しています。当第2四半期においては、前期に引き続き重点事務所に対する「自計化推進会議」の開催支援や会員関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。

平成25年3月31日現在、FXシリーズは約17万2,000社（前年同月比108.5%）の関与先企業で利用され、継続MA Sシステムは約7,000事務所（前年同月比101.0%）に利用されています。

(5) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行しています。これは、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している、当社の

「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたものであり、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

金融機関においては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、貸出先である中小企業に対して経営改善計画の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的なモニタリングといったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、コンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、TKC会員による巡回監査での指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書に対して金融機関からの注目が高まっています。

(6) 「会計事務所の業務品質と経営効率の向上を図る」ためのOMS利用促進活動

税理士事務所においては、月次巡回監査の完全実施や税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、税理士法第41条（業務処理簿の作成）及び税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）を遵守する事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。

当社では、こうした事務所体制の構築を支援するため、会員事務所の生産性と業務品質の向上を目的として開発した「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」の利用を促進しています。また平成24年10月15日からは、クラウド技術を活用した「OMSクラウド」をラインナップに加え、平成25年3月31日現在で約5,600会員会計事務所（前年同月比102.3%）において利用されています。

(7) 未入会税理士へのTKC全国会入会促進活動

当社では、TKC全国会ニューメンバー・サービス委員会の指導のもと、平成25年1月から2月にかけ、①新規関与先獲得をどう実現するか、②金融機関の信頼をどう勝ち取るか、③国の中小企業政策をどう活かすか——の3点をテーマとする「TKC会計事務所経営セミナー」を全国17都市18会場で開催し、TKC全国会入会を検討する230名の税理士に参加いただきました。

(8) 「TKCの新しい経営戦略2020」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「TKCの新しい経営戦略2020」に基づき、TKC会員事務所のさらなる発展を支援するため、①関与先拡大支援、②優良関与先の離脱防止、③TKC会員事務所の経営承継支援——を展開しています。

①関与先の拡大支援

1) 小規模企業の増加への対応

『平成21年経済センサス基礎調査』（総務省）によれば、わが国の法人企業約178万7,000社（非農林漁業）のうち、10人未満の小規模企業は約136万3,000社と全法人の76.3%を占めています。また国税庁の「売上階級別の法人数の推移」では、売上規模の低い階級の企業数は年々増加する一方で、上位の売上階級の企業数は減少に転じています。

このような現状を踏まえ、当社では年商1億円突破を目標とする小規模企業向けに会計、給与、請求をワンパッケージとしたシステム「e21まいスター」を提供しています。

本システムには、3年間無償で利用できる高品質なホームページ作成サービスなど、小規模企業の経営に役立つ機能（玉手箱機能）も搭載しており、高い評価を得ています。e21まいスターは平成25年3月31日現在で、約1万6,000社にご利用いただいています。

2) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として子会社の海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理の強化が必至となっています。また、IFRS（国際財務報告基準）へのコンパリエンスの一環として、平成25年1月に企業会計基準委員会が「企業結合会計基準

及び関連するその他の会計基準等を一部改正する公開草案」を公表しました。新会計基準は平成27年4月1日以後に開始する事業年度からの適用が予定され、これにより企業グループの会計処理へ大きな影響を与えることが予想されています。

一方、税務分野においては連結納税制度の適用法人が年々増加しています。国税庁が平成25年3月29日に公表した平成23年度分の「会社標準調査」によれば、連結親会社は1,100社（前年比22%増）、連結子会社は8,100社（前年比24.1%増）となり、その裾野は中堅・大企業から中小企業へと広がっています。こうした動きは、国税庁が進める「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」とも相まって、今後一段と加速することが想定されます。

当社では、そうした中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「AS P1000R」、統合型会計情報システム「FX5」）を開発・提供し、平成25年3月31日現在で約1,800企業グループ（合計約9,000社）に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業グループにおいては、TKC会員が子会社の税務顧問に就任したり、会計・税務に関わる各種コンサルティング・サービスで契約を締結するケースも増え、当社事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打闘」に資する成果も目立ってきました。

当第2四半期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成25年3月31日現在の会員数は1,100名）と連携し、2月～3月にかけて全国延べ20会場において、中堅・大企業を対象とした「春季TKC会計・税務セミナー」を開催したほか、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

3) TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など（以下、非営利法人等）個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、TKC会員による非営利法人等の経営改善に向けた活動を支援しています。

なかでもTKC全国会社会福祉法人経営研究会では、「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。

当社では、こうした研究会の活動を支援するため、小規模社会福祉法人に特化した財務会計システム「TKC社会福祉法人会計データベース」と中・大規模社会福祉法人向けの「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」を提供しています。特に、新「社会福祉法人会計基準」の施行にあわせて提供を開始した、「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」は平成25年3月31日現在で約400法人に採用されています。

一方、公益法人向けでは、平成24年9月28日より「FX4クラウド（公益法人会計用）」の提供を開始するなど、公益法人市場におけるTKC会員の関与先拡大を支援しています。

②優良関与先の離脱防止

年商5～50億円規模の中堅企業向けの統合型会計情報システム「FX4クラウド」の利用企業数は、平成25年3月31日現在で約2,100社（従来版FX4と合わせると約3,300社）となりました。このシステムは、TKC会員事務所の優良中堅関与先の離脱防止と関与先拡大を支援するべく提供しているものです。

TKC全国会では、「FX4クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデルの確立」を活動目的とするTKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトを設置し、会員にFX4クラウドの優良関与先への導入を勧奨しています。これに伴い、平成24年11月から平成25年1月にかけて、FX4クラウドの普及と活用の促進を目的として、全国で20のTKC地域会においてキックオフ研修会を開催しました。

当社ではこうした活動を支援するため、FX4クラウドの機能強化に加え、システム

の特長や活用法などを解説する資料の充実を図るとともに、セミナーの開催支援を行いました。

③ T K C 会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進む中で、経営承継は T K C 会員事務所においても避けて通れない問題であることから、当社では「T K C 会員事務所承継支援室」を設置し、T K C 全国会総務委員会の指導のもとで T K C 会員の円滑な事業承継を支援しています。

(9) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「L E X / D B インターネット」は、明治 8 年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる約 24 万 3,400 件（平成 25 年 3 月 31 日現在）の判例等を取録しています。また、L E X / D B インターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「T K C ローライブラリー」には約 82 万 1,400 件の文献情報、44 の「専門誌等データベース」を取録し、T K C 会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成 25 年 3 月 31 日現在で 1 万 4,000 件を超える機関に利用されています。

当第 2 四半期においては、引き続き法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しています。特に株式会社きょうせい殿との共同販売体制強化の一環として、判例・法令・文献情報を統合した T K C ローライブラリー基本サービスセットと、平成 24 年 4 月に提供を開始したコンテンツ「交通事故民事裁判例集 W e b」「交通事故損害賠償事例データベース」「ビジネス法務 W e b」等の販売促進に取り組むとともに、同社の全国ネットワークを活かし、「法律事務所実務セミナー」の開催を予定しています。

また、司法修習生への利用促進の強化を図るため、平成 24 年 11 月に新司法修習生を対象とした特別セミナー「先輩弁護士に聞く司法修習生のすべて」（参加 200 名以上）を開催するとともに、リニューアルした「T K C ローライブラリー（司法修習生版）」の提供を平成 24 年 12 月より開始しました。

さらにアカデミック市場では、学生の減少や補助金削減などにより厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「T K C 法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案しています。同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」に司法試験の過去問題などを追加搭載し、その利用価値を高めています。

一方、「T K C ローライブラリー（海外版）」（平成 22 年 6 月提供開始）の代理店販売は、平成 25 年 3 月 31 日現在で大韓民国の政府機関やロースクール等 20 機関で利用され、年々増加しています。平成 24 年 5 月から新たに展開を開始した台湾においても司法院や法学部を擁する主要大学等での利用が順次拡大しています。今後も日本法を研究する機関での利用拡大が見込まれています。

5. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第 2 条第 2 項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「T K C 行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けソリューションとして、平成 24 年 3 月に、中規模団体（人口 50 万人程度まで）を対象とする「T K C 行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

T K C 行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「T A S K クラウドサービス（T A S K . N E T）」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「T A S K アウトソーシングサービス」により構成されるものです。

クラウド・コンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かした T K C 行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

また当第 2 四半期においては、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会殿（県内 18 町村が参加）の自治体クラウド共同化事業を受注しました。T A S K クラウドサービスは、平成 25 年 3 月 31 日現在、14 団体で稼働しています。

(2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「T A S K クラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは平成 25 年 3 月 31 日現在で約 700 団体に利用されており、そのうち約 620 団体において地方税の電子申告の受付が実施されています。また、平成 25 年 1 月より課税資料の効率的な検索照会を可能とする「T A S K クラウド課税資料イメージ管理サービス」の提供を開始しました。これは、所得税確定申告書や給与支払報告書などの各種課税資料をスキャナーなどでイメージ化し、T K C のデータセンターで一元的に保管管理するサービスで、平成 25 年 3 月 31 日現在、7 団体で利用されています。

(3) 「電子行政サービスの利用率向上」への対応

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市町村を対象にクラウド方式で展開する初のサービスで、平成 25 年 3 月 31 日現在、4 団体で利用されています。

(4) 法律及び制度改正等への対応

① 「地方公会計制度改革」への対応

当社では、「T A S K クラウド公会計システム」の機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「T A S K クラウド固定資産管理システム」、行政経営における PDCA の確立を支援する「T A S K クラウド行政評価システム」など、サブシステムの拡充に取り組んでいます。

当第 2 四半期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対して T A S K クラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。

また、財務書類の作成において多くの市町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度に基づく決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「T A S K クラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成 25 年 3 月 31 日現在で約 50 団体に利用されています。

② 「T A S K クラウド公営企業会計システム」の開発・提供

平成 26 年度より地方公営企業において新会計基準が適用されることから、当社では法令で定める会計処理及び企業管理者の意思決定を支援するシステムとして、平成 24 年 4 月より「T A S K クラウド公営企業会計システム」の提供を開始し、平成 25 年 3 月 31 日までに奈良県基幹システム共同化検討会（県内 6 市町が参加）を含む 10 団体から受注しました。

6. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス（D P S）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当第 2 四半期における売上高は、ビジネス帳票の需要減退傾向や D P S 商品の受注減少により前年同期比で大幅な減となりました。しかし、通期においては第 1 四半期における選挙関連商品、及び D P S 商品の受注増加などにより、ほぼ前年と同様の微増売上となりました。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期末 (平成25年3月31日現在)	前 期 末 (平成24年9月30日現在)
	金 額	金 額
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	31,476	31,645
現金及び預金	21,400	22,614
受取手形及び売掛金	7,260	5,916
たな卸資産	450	506
その他	2,415	2,659
貸倒引当金	△ 50	△ 51
固 定 資 産	38,453	37,943
有形固定資産	14,173	14,426
建物及び構築物(純額)	5,932	6,156
土地	6,371	6,385
その他(純額)	1,869	1,884
無形固定資産	1,222	1,188
投資その他の資産	23,058	22,329
投資有価証券	5,345	4,276
長期預金	13,200	13,200
差入保証金	1,357	1,373
その他	3,169	3,493
貸倒引当金	△ 14	△ 13
資 産 合 計	69,930	69,588

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期末 (平成25年3月31日現在)	前 期 末 (平成24年9月30日現在)
	金 額	金 額
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	9,667	11,171
買掛金	3,067	2,782
短期借入金	50	45
未払金	2,694	3,168
未払法人税等	804	1,644
賞与引当金	2,152	2,494
その他	898	1,036
固 定 負 債	4,591	4,459
長期借入金	4	15
退職給付引当金	3,607	3,526
その他	978	917
負 債 合 計	14,259	15,630
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	54,341	53,426
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	43,427	42,460
自己株式	△ 194	△ 143
その他の包括利益累計額	△ 17	△ 783
その他有価証券評価差額金	△ 17	△ 783
新株予約権	55	30
少数株主持分	1,291	1,284
純 資 産 合 計	55,671	53,958
負 債 純 資 産 合 計	69,930	69,588

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	当中間期 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)	前中間期 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
		金 額	金 額
売 上 高		25,608	26,084
売 上 原 価		9,803	10,198
売 上 総 利 益		15,804	15,885
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,215	12,991
営 業 利 益		2,589	2,894
営 業 外 収 益		79	79
受 取 利 息		14	17
受 取 配 当 金		15	23
受 取 地 代 家 賃		17	17
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		8	6
そ の 他		22	13
営 業 外 費 用		2	3
支 払 利 息		1	2
自 己 株 式 取 得 費 用		0	0
そ の 他		0	1
経 常 利 益		2,665	2,970
特 別 利 益		0	-
固 定 資 産 売 却 益		0	-
特 別 損 失		7	65
固 定 資 産 売 却 損		0	0
固 定 資 産 除 却 損		6	16
投 資 有 価 証 券 売 却 損		-	35
投 資 有 価 証 券 評 価 損		0	13
税 金 等 調 整 前 四 半 期 純 利 益		2,658	2,904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		781	1,134
法 人 税 等 調 整 額		310	390
法 人 税 等 合 計		1,092	1,524
少 数 株 主 損 益 調 整 前 四 半 期 純 利 益		1,566	1,379
少 数 株 主 利 益		5	2
四 半 期 純 利 益		1,560	1,376

中間連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)

(単位：百万円)

科 目	期 別	当中間期 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)	前中間期 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		117	1,298
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 651	△ 1,459
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 679	△ 709
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 1,213	△ 869
現金及び現金同等物の期首残高		15,014	12,083
現金及び現金同等物の四半期末残高		13,800	11,214

会社概要

1. 商号 株式会社TKC
2. 英文社名 TKC Corporation
3. 本店所在地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設立年月日 昭和41年10月22日
5. 資本金 57億円
6. 発行済株式の総数 26,731,033株
7. 従業員数 連結：2,497名／個別：2,212名
8. ホームページアドレス <http://www.tkc.co.jp/>
9. 主要な事業所

栃木本社（本店）	栃木県宇都宮市
東京本社	東京都新宿区
システム開発研究所	栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター	栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	
北海道	北海道札幌市
東北	宮城県仙台市
栃木	栃木県宇都宮市
東京	東京都練馬区
中部	愛知県春日井市
関西	大阪府茨木市
中四国	岡山県岡山市
九州	福岡県古賀市
沖縄	沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	
北日本	宮城県仙台市
関東信越	栃木県宇都宮市
首都圏	東京都新宿区
東海北陸	愛知県名古屋市中区
近畿	大阪府大阪市
中四国	岡山県岡山市
九州	福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）	
地方公共団体事業部地域営業所（11拠点）	
サプライ事業部支社（8拠点）	

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京ラインプリンタ印刷株式会社	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100.0%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	403百万円	89.8%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売

役員 の 状 況

代表取締役会長	飯 角	塚 真	玄 幸
代表取締役社長執行役員	すみ 角	かず 一	ゆき 幸
代表取締役副社長執行役員	いわ 岩	た 田	ひとし 仁
取締役常務執行役員	もり 森	みき 幹	お 雄
取締役常務執行役員	くろ 黒	しま 島	おさむ 修
取締役常務執行役員	いい 飯	まさ 塚	のり 規
取締役執行役員	あさ 浅	か 香	ゆき 之
取締役執行役員	ゆ 湯	ざわ 澤	まさ 正
取締役執行役員	ひ 飛	たか 鷹	さとし 聡
取締役執行役員	うお 魚	たに 谷	ひと 仁
社外取締役	さい 齋	とう 藤	やす 保
常勤監査役	ざかい 堺	とし 利	ひこ 彦
常勤監査役	さくら 櫻	とし 敏	あき 明
社外監査役	なが 永	た 田	ひこ 彦
社外監査役	たか 高	しま 島	よし 良
			き 樹

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社にて口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。 電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
9. 買取・買増の手数料 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数又は買い増した単元未満株式の数で按分した金額（算式）
1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち
100万円以下の金額につき 1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900%
（注）1単元当たりの算定額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。
10. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
11. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
12. 株主様のご住所・お名前に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。